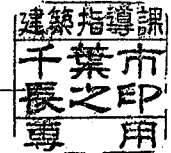


7千都建指第788号
令和7年9月1日

千葉市建築審査会長 様

千葉市長 神谷 俊



建築基準法第48条第15項の規定により、下記の建築許可申請について、建築審査会の同意を求めます。

記

- 1 該当条項 建築基準法第48条第13項ただし書
建築基準法第68条の3第6項
- 2 申請者 千葉県千葉市中央区千葉寺町1202-2 桜華BLDG4階
有限会社桜華商事 取締役 中村 恭平
- 3 敷地地名地番 千葉市中央区寒川町二丁目201-3
- 4 地域地区 工業専用地域、準防火地域、蘇我副都心臨海地区地区計画（A-2ゾーン）
基準建蔽率 70% 基準容積率 200%
- 5 建築物の用途 共同住宅
- 6 建築物の構造 鉄骨造
- 7 階数 地階を除く部分（地上階数） 4
地階の階数 0
- 8 工事種別 新築
- 9 建築物の高さ 12.135m
- 10 面積

	申請部分	既存部分	合計	率
敷地面積	— m ²	— m ²	99.72 m ²	—
建築面積	60.59 m ²	0.00 m ²	60.59 m ²	60.76 %
延べ面積	197.78 m ²	0.00 m ²	197.78 m ²	155.33 %

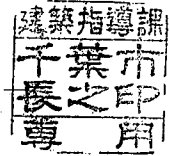
- 11 その他 公聴会 令和7年8月19日 開催
利害関係者の出席 0名
利害関係者以外の出席 0名



7 千 都 建 指 第 833 号
令 和 7 年 9 月 1 日

千葉市建築審査会長 様

千葉市長 神 谷 俊



建築基準法第55条第5項及び56条の2第1項の規定により、下記の建築許可申請について、建築審査会の同意を求めます。

記

- 1 該 当 条 項 建築基準法第55条第4項第2号
建築基準法第56条の2第1項
- 2 申 請 者 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市長 神谷 俊一
- 3 敷地地名地番 千葉市中央区生実町1928番地他30筆
- 4 地 域 地 区 第一種低層住居専用地域
基準建蔽率 50% 基準容積率 100%
- 5 建築物の用途 小学校
(申請部分：エレベーター)
- 6 建築物の構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、コンクリートブロック造一部鉄骨造、コンクリートブロック造、木造
(申請部分：鉄骨造)
- 7 階 数 地階を除く部分（地上階数） 3（申請部分：3）
地階の階数 0（申請部分：0）
- 8 工 事 種 別 増築
- 9 建築物の高さ 11.35m（申請部分：11.35m）
- 10 面 積

	申請部分	既存部分	合 計	率
敷地面積	— m ²	— m ²	22,402.65 m ²	—
建築面積	15.80 m ²	3,677.30 m ²	3,693.10 m ²	16.49 %
延べ面積	47.40 m ²	6,837.33 m ²	6,884.73 m ²	30.56 %

11 そ の 他

